

(素案)

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン

令和3年度～令和12年度

令和2年12月

大阪府太子町

目 次

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
(1)世界・日本の動き	1
(2)大阪府の動き	2
(3)太子町の動き	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の構成	4
5. 計画の期間	4
6. 確認事項	4
第2章 太子町の現状と課題	5
1. 太子町の状況	5
2. 住民意識調査	7
3. 団体ヒアリング調査	14
4. 計画策定にあたっての課題	16
(1) 人権学習及び啓発活動の充実	16
(2) 情報の収集・提供機能の充実	16
(3) 相談機能の充実	16
(4) 人権尊重のまちづくり	17
(5) 推進体制の構築	17
第3章 基本理念と基本方針	18
1. 人権行政の考え方	18
2. 基本理念	19
3. 基本方針	20

人権行政推進プラン

第1章 施策の体系.....	21
第2章 施策の基本方向.....	22
1. 人権教育・啓発の推進.....	22
2. 相談体制の充実.....	22
3. 情報の収集・提供機能の充実.....	22
4. 人権リーダーの養成.....	22
5. 住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援.....	22
6. 協働の取組とネットワークの推進.....	22
第3章 人権課題への取組.....	23
1. 子どもの人権.....	23
2. 女性の人権.....	25
3. 障がいのある人の人権.....	27
4. 高齢者の人権.....	29
5. 同和問題(部落差別).....	32
6. 外国人の人権.....	34
7. 職場などにおけるハラスメント.....	36
8. インターネット上の人権侵害.....	38
9. 性的マイノリティへの人権侵害.....	40
10. 感染症に起因する人権侵害.....	42
11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別.....	46
12. その他の様々な人権課題.....	48
第4章 推進プランの体制と進行管理.....	53
1. 推進プランの体制.....	53
(1) 実施体制.....	53
(2) 国や大阪府などとの連携.....	53
(3) 住民など多様な主体との連携.....	54
2. 進行管理.....	54

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

人権をめぐる状況は、平成28年に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」で国及び地方公共団体の責務が示され、また、性的マイノリティの人権やインターネット上の人権侵害など、様々な分野で取り組むべき課題は増え続けるとともに、多様化・複合化しています。

こうしたさまざまな人権の課題が住民一人ひとりの課題として受け止められ、課題解決に向け行動する人権尊重のまちづくりが求められています。また、行政においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として再認識することが求められています。

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、平成16年3月策定の人権行政基本方針、平成17年3月策定の人権行政推進プランを見直し、太子町人権尊重のまちづくり条例を踏まえ、第5次太子町総合計画や各種個別方針・計画との整合性を図り、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するために策定します。

2. 計画策定の背景

(1)世界・日本の動き

人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まっています。

世界の動き		日本の動き
	1947(S22)年	「日本国憲法」が我が国の人権の基礎
「世界人権宣言」が人権に関する世界共通基準(第3回国連総会で採択)	1948(S23)年	
差別撤廃を定めた初めての条約として「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」発効	1969(S44)年	
世界人権宣言を基礎に包括的な人権条約として「国際人権規約」発効	1976(S51)年	
「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	1981(S56)年	
「児童の権利に関する条約」発効	1990(H2)年	
	2000(H12)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
	2002(H14)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
「人権教育のための世界計画」(現在も継続中)	2005(H17)年	
「障がい者の権利に関する条約」発効	2008(H20)年	

国連総会で SDGs(持続可能な開発目標)を採択	2011(H23)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」改定
	2015(H27)年	
	2016(H28)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行
		「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
		「教育機会確保法」施行
	2019(R 元)年	地域共生社会を提唱(厚生労働省)
	2019(R 元)年	「日本語教育推進法」施行
	2020(R2)年	「児童虐待防止法」の改正
	2020(R2)年	「パワーハラスメント防止法」施行

(2)大阪府の動き

① 大阪府人権教育推進計画（平成27年3月改訂）

「大阪府人権施策推進基本方針」に基づいて、平成17年に策定した「大阪府人権教育推進計画」が平成27年に改訂されました。

② 差別のない社会づくりのためのガイドライン（平成27年策定）

すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「差別の未然防止」「個別事案の適切な解決」を目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン」が策定されました。

③ 大阪府人権尊重の社会づくり条例（令和元年改正）

人権尊重の社会づくりをめざした「大阪府の責務」「府民の責務」「事業者の責務」が明記されました。

④ 大阪府性の多様性理解増進条例（令和元年施行）

性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざした「大阪府の責務」「府民の責務」「事業者の責務」が明記されました。

⑤ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（令和元年施行）

ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いの違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざした「府の責務」が明記され、「府民と事業者」には努力義務が設けられました。

(3)太子町の動き

① 人権行政基本方針（平成16年3月策定、平成19年3月改訂）

「太子町人権尊重のまちづくり条例」が定める「町の責務」を明確にし、「第4次太子町総合計画」を基に全庁的な人権の取組を進めるための指針として策定しました。

② 人権行政推進プラン（平成17年3月策定）

人権行政を推進するにあたり、新たな時代を見据え、総合的かつ計画的に人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、社会的課題を有する住民の自立

や社会参加を促進する、人権救済・保護のための施策を充実・発展していくことを目的とし、平成15年策定の「太子町人権・教育啓発プラン」を包括して策定しました。

③ **太子町いのち支える自殺対策計画（平成31年3月策定）**

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「生きることの包括的な支援」として全庁的な自殺対策を推進するために策定しました。

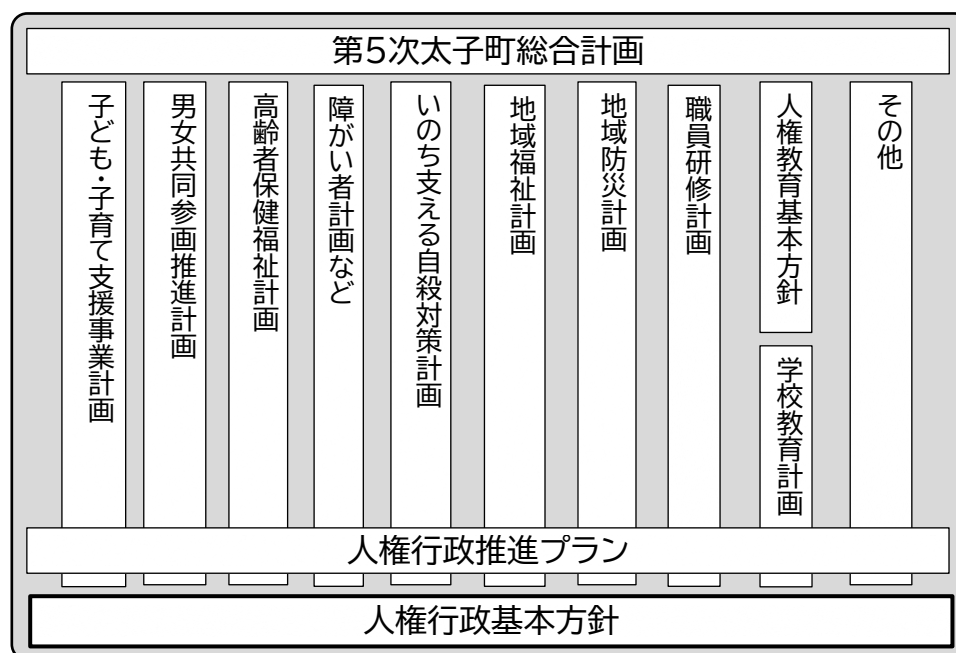
④ **第2次太子町男女共同参画推進計画（令和2年3月策定）**

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえ、新たに策定しました。

3. 計画の位置づけ

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、太子町人権尊重のまちづくり条例の町の責務及び町民の役割を明確にするとともに、「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現をめざす第5次太子町総合計画を上位計画とし、その他の個別計画・方針の内容とも整合性を図ります。

図.人権行政基本方針・人権行政推進プラン位置づけ



4. 計画の構成

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、現行の「人権行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を統合し、基本理念及び基本方針で施策の方向性を示した上で、より具体的な行動計画を明記し、これらを一体化させた構成とします。

5. 計画の期間

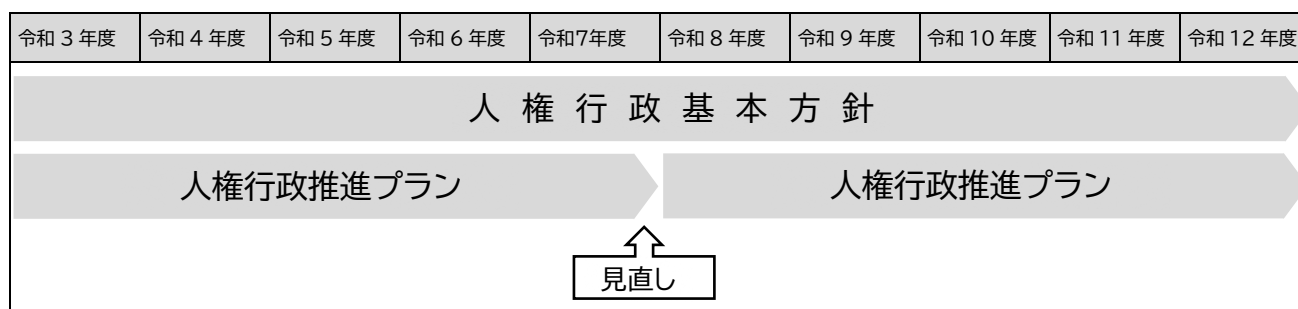
- 人権行政基本方針

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

- 人権行政推進プラン

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、令和7年度中に見直しを行います。



6. 確認事項

計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標として、将来にわたり本町が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があることから、SDGsの理念に基づいた実効性ある施策の実施を行います。

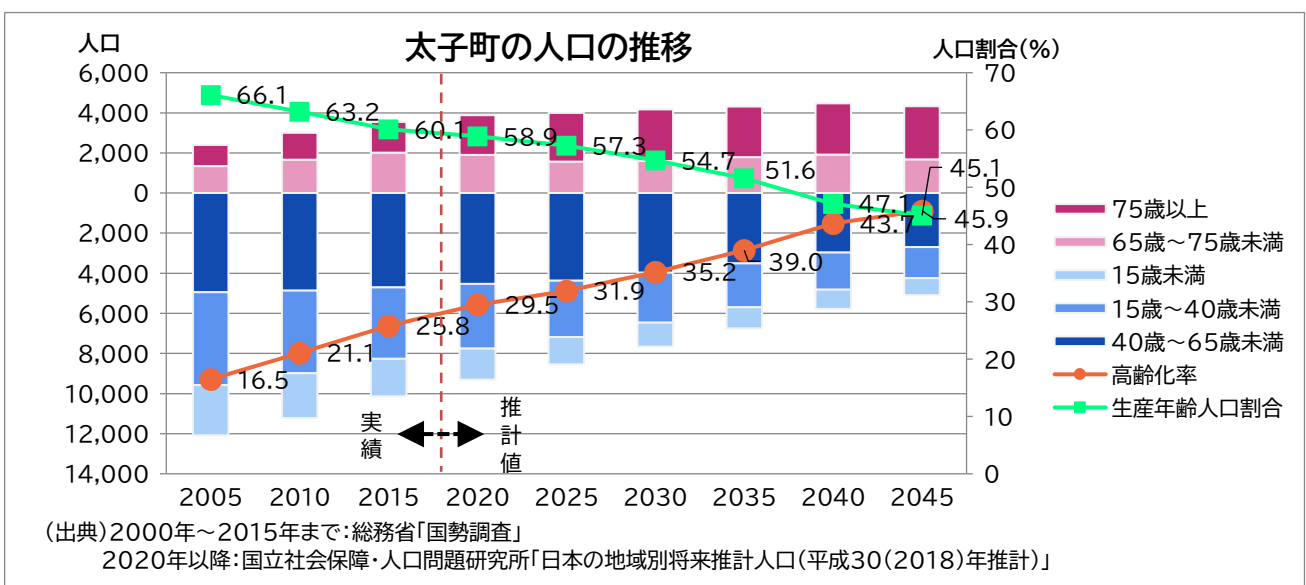


第2章 太子町の現状と課題

1. 太子町の状況

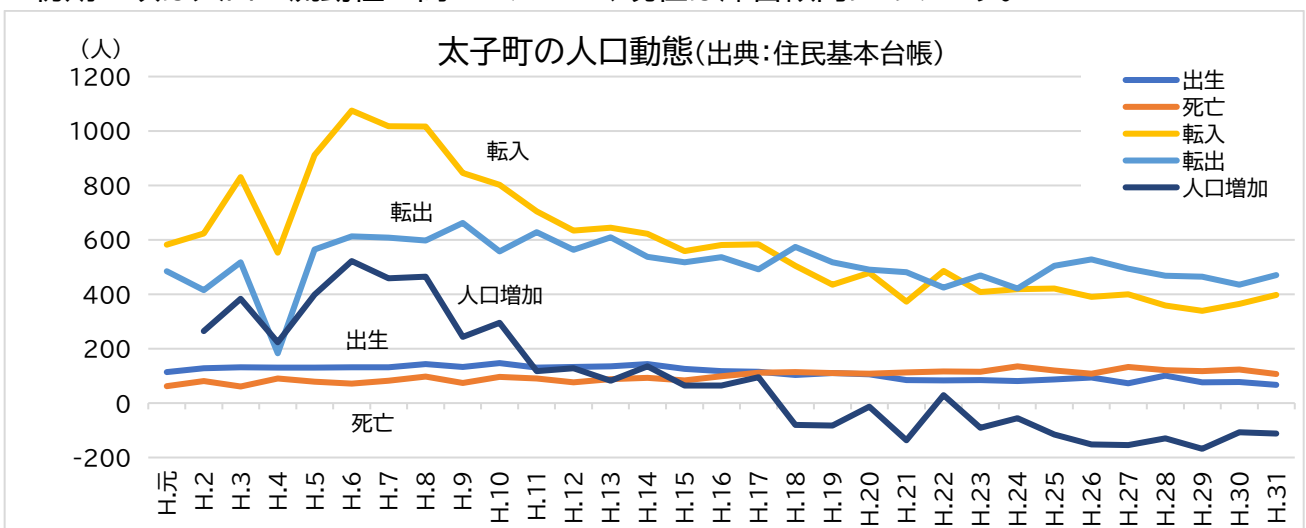
(1) 人口の推移

本町の人口は令和元年度末現在 13,276 人(出典:住民基本台帳)です。また、本町の人口は減少傾向にあり、今後、少子高齢化の傾向が強まっていくと予測されています。将来推計を見ると、2020年の高齢化率が29.5%で、10年後の2030年には35.2%に達すると予測されています。



(2) 人口動態

本町の人口は平成18年を境に減少に転じています。人口動態は転出入による社会増減の影響が大きく、平成6年をピークに減少をはじめ、平成18年を境に減少に転じました。平成初期の頃は人口の流動性が高かったのが、現在は滞留傾向にあります。



(3)世帯の状況

本町の人口は平成18年を境に減少に転じていますが、世帯数は増加の傾向にあります。なかでも高齢者のいる世帯の増加が大きく、平成7年から平成27年までの20年間に倍増しました。特に、高齢者単独世帯は大きく増加しており、20年間で5倍になっています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,014	4,593	4,833	4,873	5,056
単独世帯数	737	789	875	894	1,077
一般世帯数に占める割合	18.4%	17.2%	18.1%	18.3%	21.3%
高齢者のいる世帯数	1,120	1,352	1,602	1,930	2,243
一般世帯数に占める割合	27.9%	29.4%	33.1%	39.6%	44.4%
高齢者単独世帯数	107	166	242	350	519
単独世帯に占める割合	14.5%	21.0%	27.7%	39.1%	48.2%
高齢者のいる世帯に占める割合	9.6%	12.3%	15.1%	18.1%	23.1%

※ 出典:国勢調査

ひとり親世帯は増加の傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間に倍増しています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	61	75	90	107	119
父子世帯	6	6	11	11	13

※ 出典:国勢調査

(4)障害者手帳所持者

令和2年現在の障害者手帳所持者は次のとおりです。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	計
514 人	148 人	90 人	752 人

※ 庁内調べ

(5)外国人人口

本町の在留外国人は令和2年現在、122人で増加傾向にあります。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
在留外国人数	83 人	90 人	93 人	106 人	122 人

※ 出典:住民基本台帳

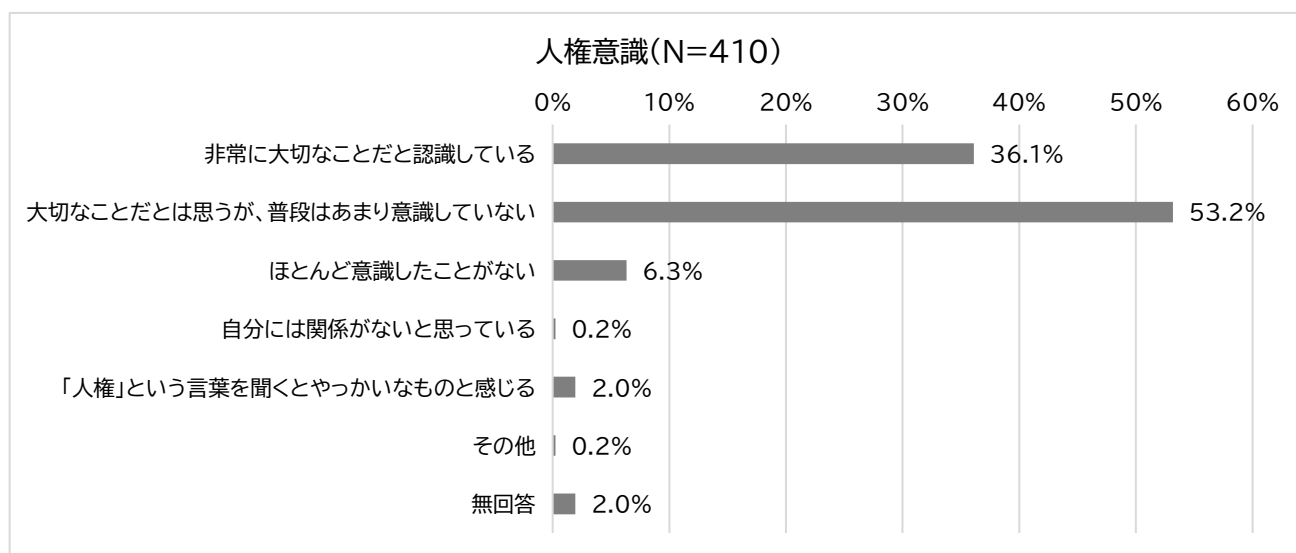
2. 住民意識調査

本町におけるこれまでの人権施策の成果や課題を把握するとともに、今後のより効果的な人権啓発活動のあり方を検討する資料とするため、「人権に関する住民意識調査」を実施しました。

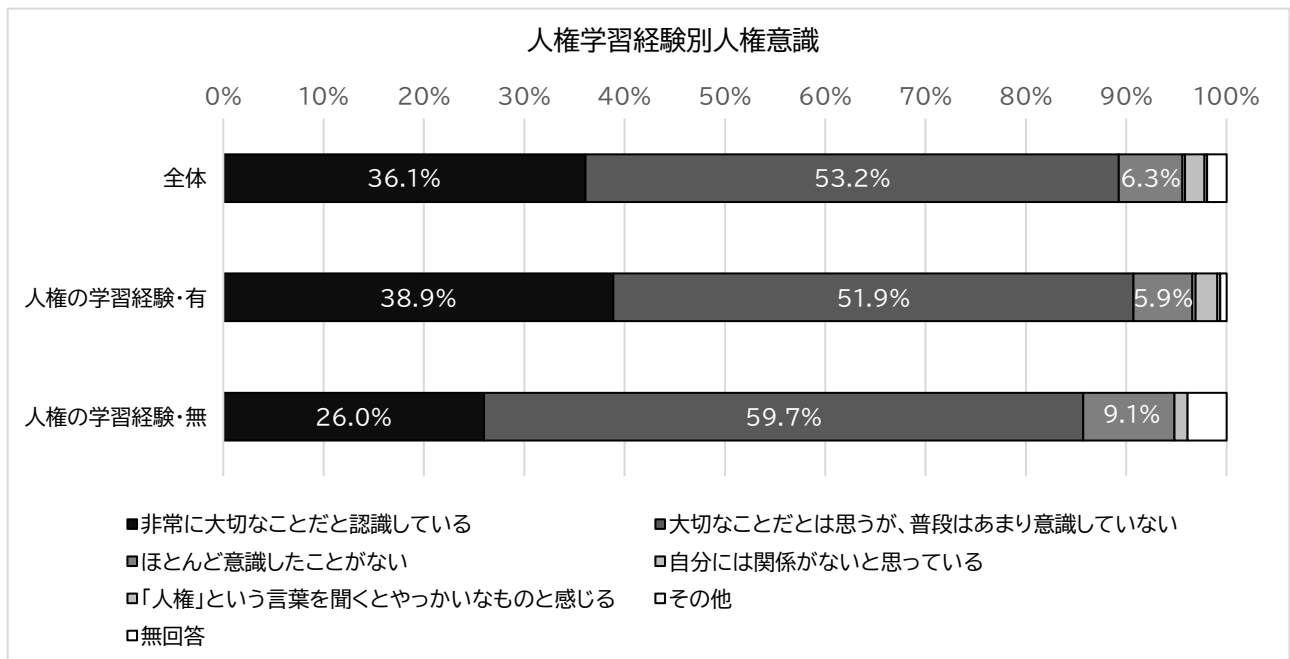
調査対象 太子町在住の16歳以上の住民1,000人(住民基本台帳より無作為抽出)
調査期間 令和2年5月29日から6月12日
回収状況 有効回収数 410件(有効回収率: 41.0%)

(1) 人権意識と人権学習について

- 人権意識について、3人に1人は「非常に大切なことだと認識している」半面、「大切なことだと思うが、普段はあまり意識していない」が大半です。



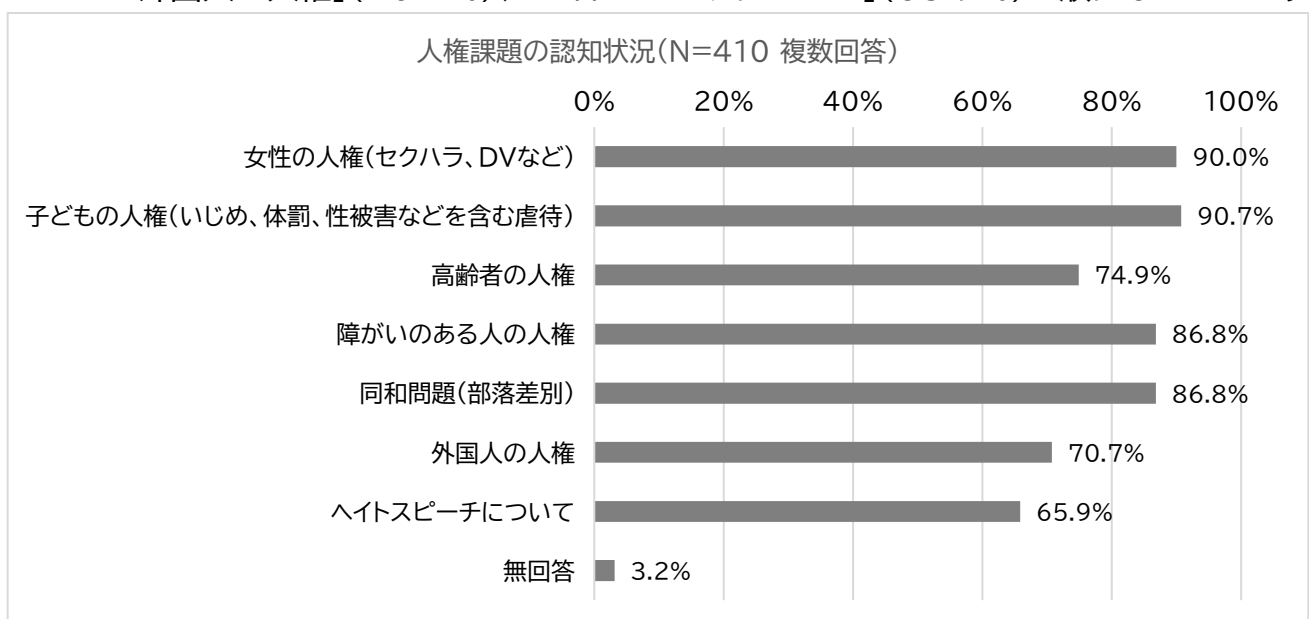
- 人権学習の経験が「ある」人は79.0%で、その学習の場は、「中学校」(62.3%)、次いで「小学校」(48.1%)、「高等学校」(47.2%)と、義務教育期に学んでいる割合が高くなっています。
- 人権意識と学習の関係性をみると、人権学習経験者ほど人権意識が高い傾向がみられます。



(2) 人権課題の認知状況とそれを知ったきっかけ

1) 人権課題の認知状況

- 「子どもの人権」が90.7%と最も多く、次いで「女性の人権」(90.0%)、「障がいのある人の人権」「同和問題(部落差別)」(いずれも 86.8%)、「高齢者の人権」(74.9%)、「外国人の人権」(70.7%)、「ヘイトスピーチについて」(65.9%)の順になっています。

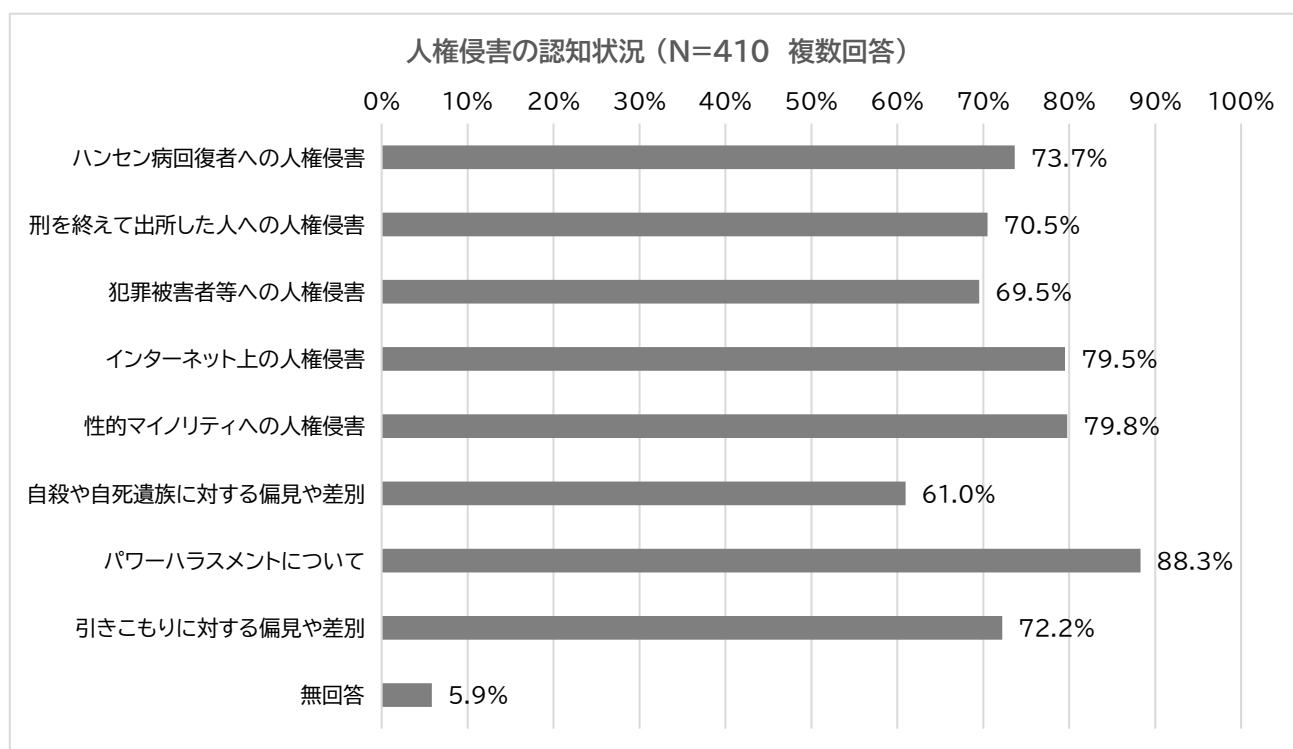


2)人権課題を知ったきっかけ

- 人権課題を知ったきっかけは、同和問題(部落差別)を除き、共通して「新聞・テレビ・ラジオ」のマスメディアの割合が圧倒的に高く、人権課題の情報源として大きな役割を担っていることが表れています。同和問題(部落差別)は「学校教育」(54.8%)とともに、地域社会、家族・親戚、友人・知人など「地縁」、「血縁」などの割合が高くなっています。

(3)人権侵害の認知状況

- 「パワーハラスメント」の割合が最も高く、「自殺や自死遺族に対する偏見や差別」が最も低くなっています。

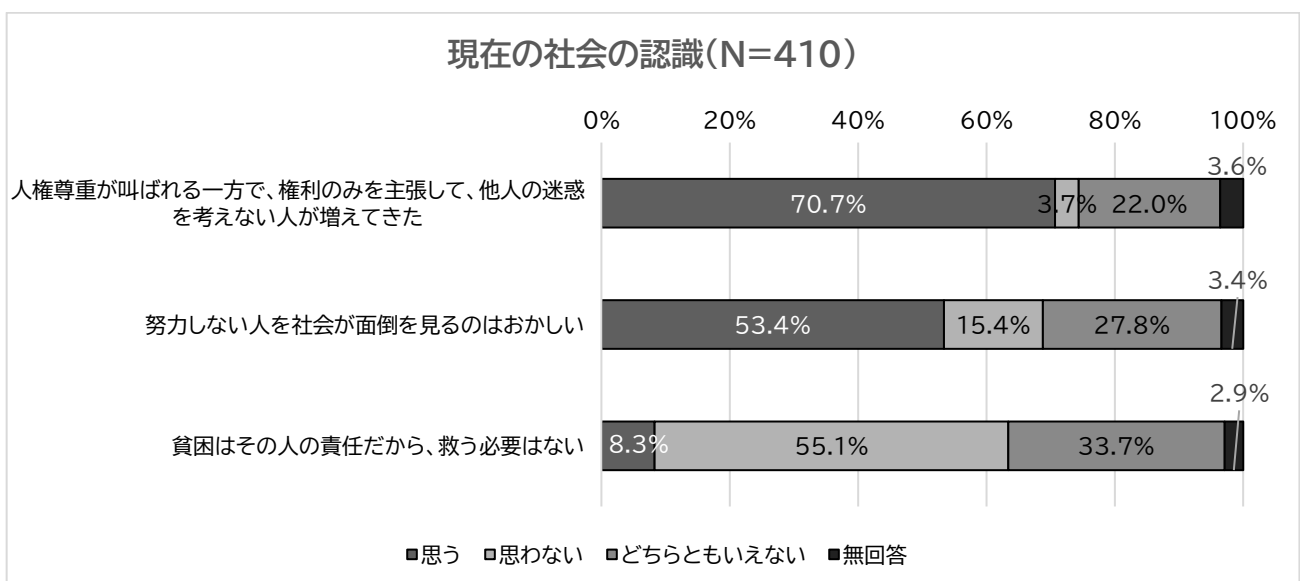


(4) 現在の社会の認識

「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」と思う人が 70.7%を占めており、権利を主張する上で、他人の権利に十分配慮することが必要であるという認識が十分でない状況があります。

「努力をしない人を社会が面倒を見るのはおかしい」と思う人が 53.5%を占め、自らの努力で成果を出すという結果の不平等は自己責任であると考える傾向がみられます。

「貧困はその人の責任だから、救う必要はない」と思わない人は 55.1%の半面、「どちらともいえない」が 27.8%を占めています。貧困は単なる金銭的・物質的な欠乏にとどまらず、社会とのつながりを失うことによる社会的排除の問題であることが十分に認識されていないと考えられます。



(5)「人権が尊重されているまち」であるかどうかの評価

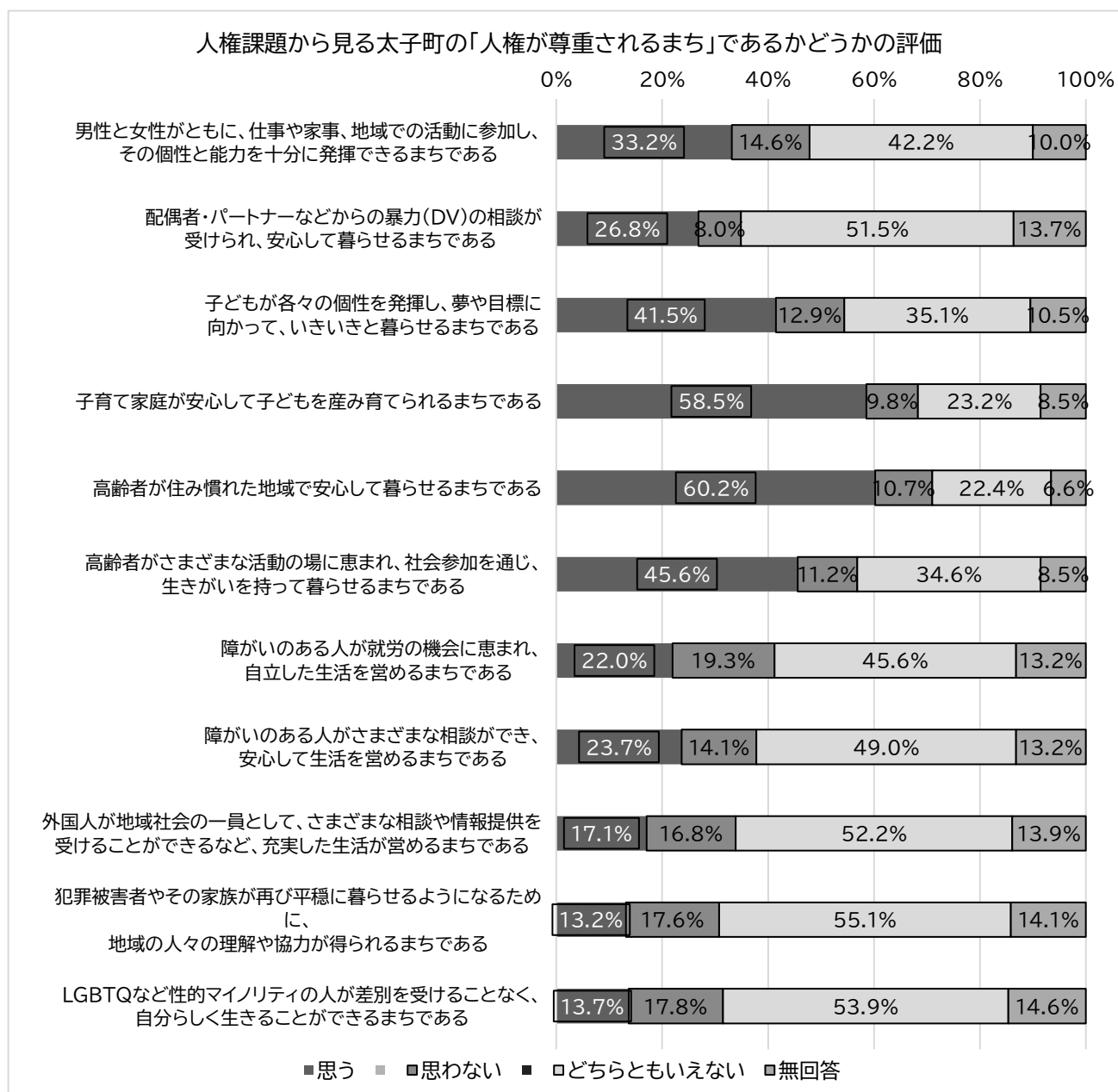
- 高齢者、子育て家庭、子どもがいきいきと暮らせる『まち』のイメージに対して、相対的に評価が高くなっています。半面、「外国人」「犯罪被害者やその家族」「LGBTQ」の人権課題については、評価が低い、評価ができない人の割合が高くなっています。日常的に顕在化するイメージについては評価が高く、潜在化しているイメージについては評価が低くなっています。

「思う」の割合が最も高い

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち(60.2%)
- ② 子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまち(58.5%)
- ③ 高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまち(45.6%)
- ④ 子ども各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである(41.5%)

「どちらともいえない」の割合が高い

- ① 犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまち(55.1%)
- ② LGBTQなど性的マイノリティの人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまち(53.9%)
- ③ 外国人が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまち(52.2%)
- ④ 配偶者・パートナーなどからの暴力(DV)の相談が受けられ、安心して暮らせるまち(51.5%)
- ⑤ 障がいのある人がさまざまな相談ができ、安心して生活を営めるまち(49.0%)
- ⑥ 障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまち(45.6%)
- ⑦ 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまち(42.2%)



(6) 人権侵害の現状と人権侵害に対する態度(行動)

1) 人権を尊重する立場から問題と思われる言動の現状

【見聞】

- 最近5年間で見聞きした経験が「ある」人は32.4%、「ない」人は63.2%とほぼ3人に1人は人権を尊重する立場からみて問題と思われる言動を見聞きしています。その人権問題の上位5位は、①「パワーハラスメント」(14.3%)、②子ども(13.5%)、③女性(11.3%)、④インターネット(9.0%)、⑤障がいのある人(7.5%)となっています。
- 内容の上位5位は、①あらぬ噂、悪口、かげ口(18.0%)、②名誉棄損、侮辱、暴言(13.5%)、③不平等、不利益な扱い(12.8%)、④いじめ(8.3%)、⑤嫌がらせ(5.3%)となっています。

2)人権侵害に対する行動(態度)

【本人】

- 人権侵害に対する自身の対応は「我慢」(43.8%)、次いで「相談」(37.5%)、「抗議・反論」(25.0%)、「訴えた」(12.5%)となっています。また、男性は「抗議」や「反論」などの直接行動、女性は「相談」あるいは「我慢」と性別によって対応行動形態が異なります。

【他の人】

- 問題事案への対応行動は「何もしなかった」(41.6%)、「いけないことと指摘」(15.9%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(15.0%)、「相談した」(8.8%)、「同調した」(6.2%)、「話をそらした」(5.3%)となっています。
- 問題事案への対応策は「相談窓口の拡充」(26.5%)が最も多く、次いで「学校教育・社会教育の充実」(25.7%)、「行政の啓発」(16.8%)、「当事者自らが解決策を講じる」(12.4%)となっています。

3. 団体ヒアリング調査

本町で人権・福祉・教育などに関わり活動を行っている団体、地域福祉や地域コミュニティ活動を行っている団体、小中学校にヒアリング調査を実施し、地域の状況を把握しました。

(1) 子ども

- 食事や整理整頓などの生活習慣で親子が同じ時間を共有する機会が減り、子育てにゆとりを持てない家庭が増えている。
- 子育て支援に関する情報をキャッチできない親が、子育てに困難を抱えているという状況が見られる。
- 精神障がいや知的障がいのある親は子育てに課題を抱えている場合が多く、支援が必要になっている。
- 地域には昔ながらの付き合いや住民同士のつながりがある半面、女性や子どもの貧困や虐待、障がい者などに対する無理解や偏見が地域に存在している。
- コロナ禍で3密を避けるために子ども同士で遊べなくなり、子どもたちがストレスをためるという問題がある。
- 不登校の問題は、課題を抱えた家庭環境との関連性がある。
- 小中学校での人権教育では知識だけではなく、体験を通した学びで人権尊重とは何かを理解してくことを重視しているが、家庭教育での親の考えや行動が子どもに影響を与えている。

(2) 女性

- 町内にある母子生活支援施設を退所後、地域で暮らすようになった母子家庭の場合、地域につながりがないため孤立する恐れが高い。
- 昔は離婚や母子家庭に対する偏見が強かったが、今では受け入れられるようになってきた。
- 地域社会や家庭に、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男尊女卑などの考え方が根強く残っている。

(3) 障がいのある人

- 障がいを恥ずかしいこととして、隠そうとする人もいる。
- 特に、知的障がい者(児)に対する住民の差別意識や排除を感じる。知的障がい者への支援や理解が十分でないので、親亡き後の暮らしをどうするのかという問題がある。
- 地域住民の障がい者福祉に対する理解が十分でなく、施設コンフリクト問題が発生したことがある。
- 中小零細企業では障がい者雇用が進んでいない。

(4) 高齢者

- 8050問題をはじめ、生活困窮など、高齢者の人権に関わる生活課題が山積している。

- 高齢の親を子どもが虐待するケースが警察への通報によって発見される場合が多い。
- コロナ禍によって認知症が進行した高齢者が増加し、コロナ”うつ”の心配がある1人暮らしの高齢者に対して「1人も見逃さない」という運動を社協と町行政が協働して取り組んでいる。
- 老人クラブに加入していない高齢者に情報が届かなかったり、孤立するというリスクが存在している。
- 高齢者の中には国や町の世話にはならないと思っている人が多い。

(5) 職場におけるハラスメント

- 商工会に加入している事業所は家族経営も含めて従業員の少ない零細企業がほとんどで、経営側にセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなど、職場におけるハラスメントについての問題意識が低い。
- 経営者を対象にした人権啓発はほとんど行われていない状況で、太子町には職場におけるハラスメントについての相談窓口がない。

(6) 外国人

- 地域に外国人労働者の社宅があるところでは、文化や生活習慣の違いがあり、大変だと思われるが、実際には粗大ごみの処理やゴミ出しの作業を手伝ってくれている。
- 外国にルーツのある人たちの人権問題には地域住民の無理解が影響している。

(7) 地域に共通した状況

- 町会や福祉活動団体の加入率が低く、非会員には様々な情報が届かず、孤立する傾向がある。
- 生活課題や住民ニーズが地域に埋もれてしまい、問題が深刻になるまで発見できないケースが存在する。
- 住民のつながりや活動には地域格差が大きい。様々なキャリアを持った人が退職後に中心となってボランティア活動などを活発に行っている地域もある。

4. 計画策定にあたっての課題

(1) 人権学習及び啓発活動の充実

住民意識調査では、人権について3人に1人が「非常に大切なことだ」と認識しています。しかし、普段はあまり人権のことを意識していなかったり、無関心だったりする住民は 6 割という結果でした。人権意識と学習の関係からは、人権学習経験者ほど人権意識が高く、人権問題事象についても対応行動が積極的である傾向がみられることから、義務教育段階からライフステージや人権課題に対応したきめ細かな人権学習の充実が求められます。

人権学習、啓発活動の目的は、「人権問題を知る」ということにとどまらず、住民一人ひとりが人権課題に正しく向き合い、行動することのできる“力”を養っていくことにあります。人権学習、啓発活動の充実・強化を図っていく必要があります。

(2) 情報の収集・提供機能の充実

社会の急激な環境変化や時代の流れとともに、人権問題も多様化、複合化しています。人権に関する法律や条例の認知状況は決して高くはない状況です。住民意識調査においても国の法律に関しては認知度が高いものの、大阪府や太子町の条例などは余り高くない状況でした。

また、インターネットなどによる誹謗・中傷、差別を助長したりする有害な情報など人権に係る問題が多数発生しています。人権啓発は学校や行政のみならず企業、NPOなど様々な主体が対象者のニーズに応じて実施することが求められます。情報の一方的な提供だけでなく、住民参加型イベントなど、きめ細かな対応を通じて啓発活動の効果を高める工夫が必要です。

また、団体ヒアリングからは様々な生活課題を抱えた住民が地域で孤立している状況がみられ、必要な情報が届いていないことがわかりました。生活課題を抱え、困難に直面している住民に必要な情報を、必要な時に、わかりやすく届ける仕組みを整備していく必要があります。

(3) 相談機能の充実

住民意識調査によると、人権問題事案の対応策として「相談窓口の充実」が 26.5%と最も多く、また太子町が人権の尊重されるまちとなるためには、例えば「外国人が充実した生活を営むため様々な相談や情報提供を受けることができる」あるいは、「障がい者が安心して生活を営むためさまざまな相談ができる」ということなど、あらゆる相談を受けることができる機能の充実や体制整備は必要不可欠となっています。

また、福祉関係団体や町会への加入率が低く、地域で孤立している住民が多くいることもわかりました。こうした住民の困りごとや人権課題は地域に埋もれ、必要な相談支援が届いていません。課題を抱えた住民が気軽に相談支援を活用できるような改善を図ると共に、「一人も見逃さない相談体制」の構築が必要です。

(4) 人権尊重のまちづくり

本町が「人権が尊重されるまち」であるかどうかの評価は、「高齢者」や「子ども」の人権については比較的高く、「障がい者」や「外国人」「犯罪被害者やその家族」「LGBTQ」などの人権については低い結果となりました。それぞれの人権課題についての住民理解を促進し、多様性を認め合い、多様な人々が共生する人権尊重のまちづくりを進める必要があります。

また、地域で孤立している住民の困りごとや人権課題が発見されず、地域に埋もれている人権課題が多いことが明らかになっています。住民の権利意識を高めていくと共に、誰もが困った時にSOSを発信でき、それに気づくことができるまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、地域で孤立している人々を地域全体で包み込む、住民同士のつながりの再構築が必要です。

(5) 推進体制の構築

人権行政を推進していくためには、総合調整機能をはじめとした全庁的な推進体制を整備していく必要があります。そのためには、町職員や太子町人権協会会員の意識改革に取り組んでいくことが必要です。

人権行政を推進する町職員、人権啓発活動を担う人権協会会員は人権行政を進めるうえでの要となるもので、いわば車の両輪の関係にあります。双方が能動的かつ積極的に意識改革に取り組むことが必要です。とりわけ人権協会は地域に存在する人権課題を取り上げ、問題解決を図ることや関係機関につなぐという住民に寄り添った活動を行うことが求められます。

第3章 基本理念と基本方針

1. 人権行政の考え方

自治体行政は、近代社会の原理である住民の権利と住民の自由を確立・保障することを目的として成り立っています。つまり、「医療・福祉・健康」「安心・安全・都市基盤・環境」「産業・雇用・観光」「教育・文化」「協働・行政経営・情報化」など住民生活の様々な分野で、住民の幸福追求に関わっていることから、自治体行政は人権行政であると言えます。

また、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」において具体的な国民の権利と国民の自由を保障しているように、憲法の理念である国民主権、平和主義、基本的人権の確立・保障を地域社会で実現していくことが自治体行政の目標であります。それらは、様々な人権課題に対応していく行政の総合的な取り組みによって実現していきます。

本町では、憲法の基本的人権を確立・保障し、住民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことが行政の大きな目的の一つとして捉えます。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取り組みや対応などを町全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していきます。

このことから、人権行政を推進するにあたっては、すべての職員が人権の概念について認識を深め、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体行政のあり方を理解し、自治体行政は人権行政であるという認識に基づき施策に取り組みます。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、行政からの一方的なものや押し付けにならないように、住民からの自主性を尊重した取組を行うことが大切です。また、人権教育・啓発は、問題・課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動を促すだけでなく、住民一人ひとりが人権の主体として自覚し、住民の行動力につながることをめざします。

2. 基本理念

人権とは・・・

人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには・・・

すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本町では・・・

あらゆる行政分野に人権尊重の文化を根付かせ、多様な人々がお互いの違いを認め合いながら、共生し、協働する地域社会「和のまち“たいし”」をめざします。

《基本理念》

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、
多様な人々が共生する和のまち“たいし”

本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

3. 基本方針

人権行政を推進し、「全ての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”」を実現するため、次の3つの基本方針を掲げます。それらは相互に関連し、有機的な連携を持っているものであり、住民・事業者・行政が協働して人権行政を推進していきます。

人権尊重のまち“たいし”

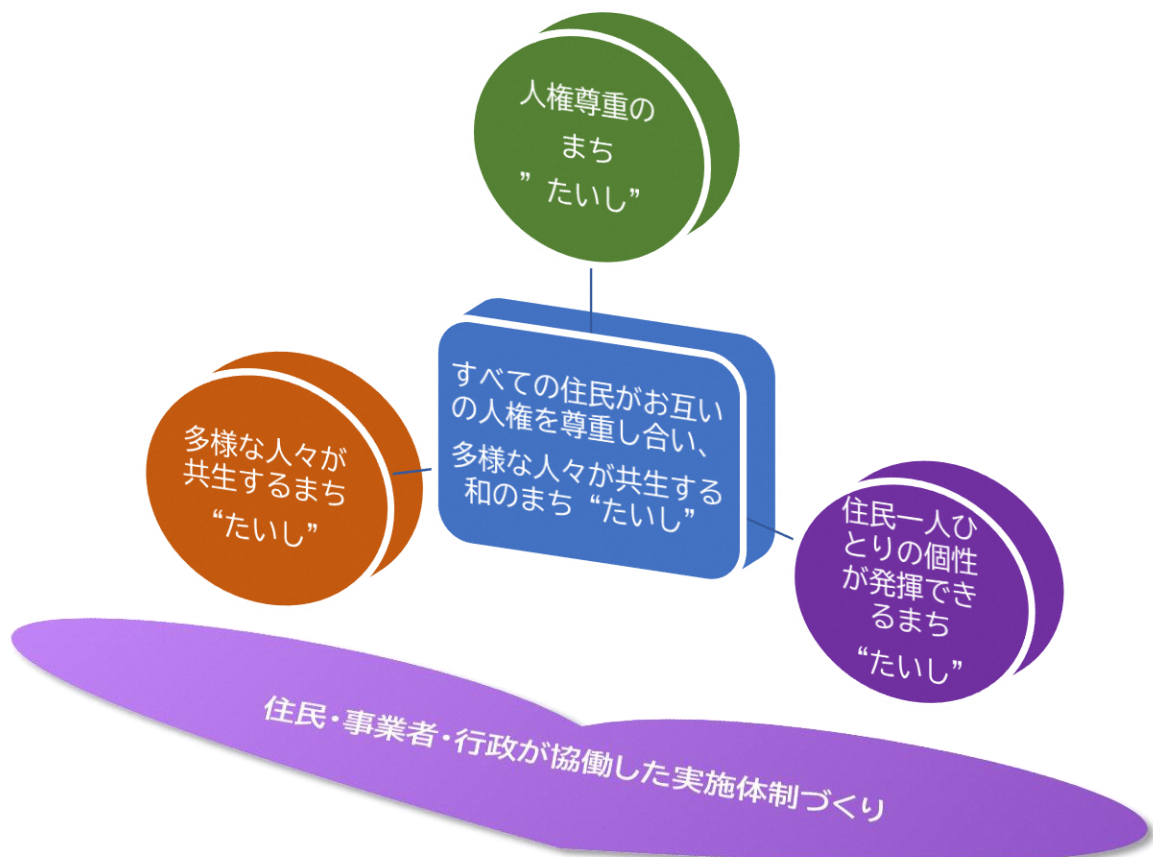
すべての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されるまちをめざします

住民一人ひとりの個性が発揮できるまち“たいし”

自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまちをめざします

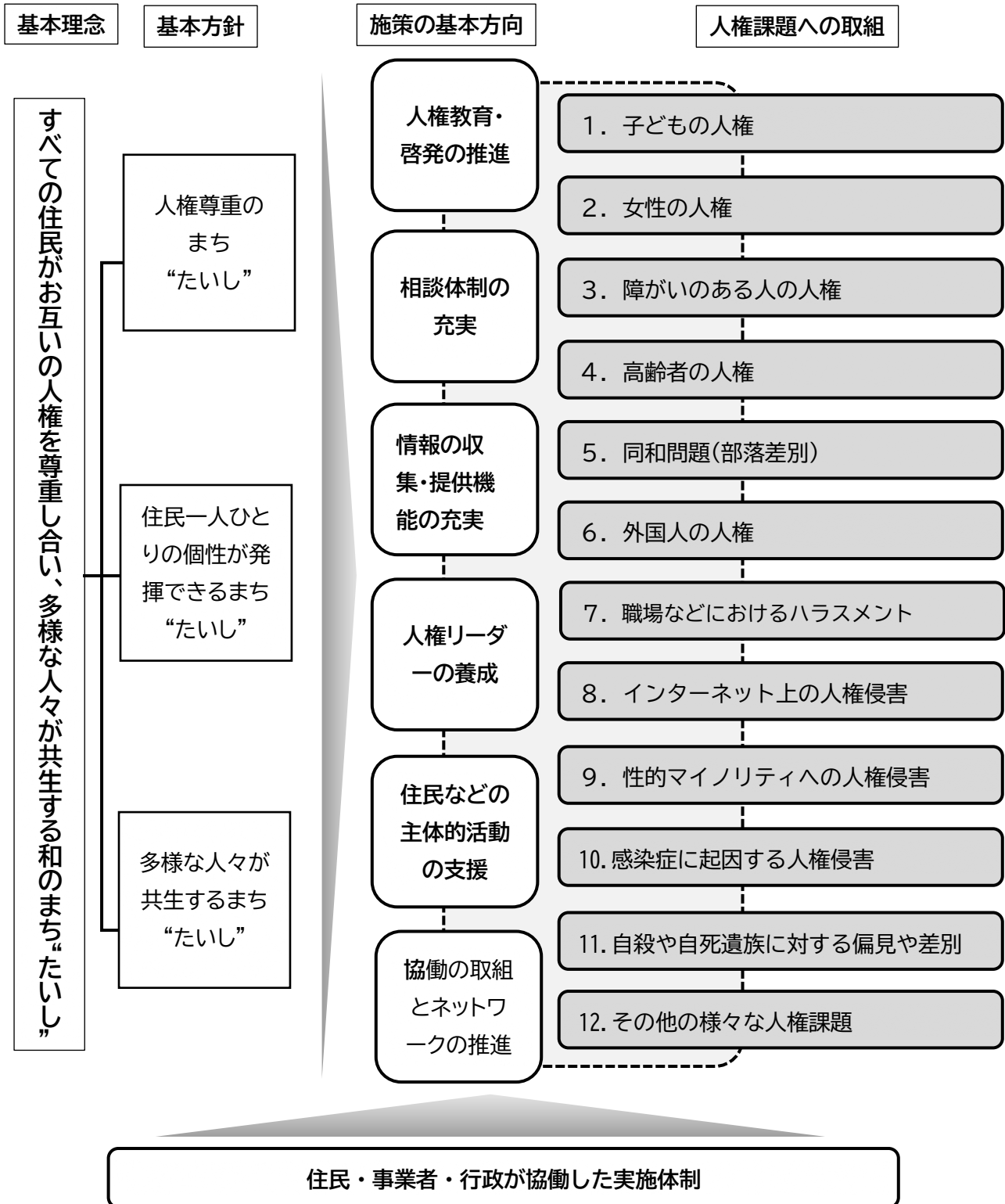
多様な人々が共生するまち“たいし”

複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします



人権行政推進プラン

第1章 施策の体系



第2章 施策の基本方向

1. 人権教育・啓発の推進

住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

2. 相談体制の充実

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

3. 情報の収集・提供機能の充実

人権問題は多様化・複雑化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く住民に提供していく情報の収集・提供機能の充実に取り組みます。

4. 人権リーダーの養成

住民が人権という視点から、地域の様々な課題について、自主的・自発的に考え取り組むことは重要であり、それを地域全体で支えていくことが大切です。そのためには、住民の身近なところで人権課題に取り組むリーダーの役割が重要です。NPO法人やボランティア団体などが取り組む地域活動との連携を深め、人権問題と向き合う人材を発掘し、人権リーダーとして養成していくことが求められています。特に、本町における人権啓発団体として活動している太子町人権協会との連携を強化し、地域における人権リーダーの養成に取り組みます。

5. 住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援

住民の自主的・主体的な取組を通じて、住民がふれあい・交流することにより相互理解を深めていくことが人権文化の創造に重要です。また、さまざまな課題を抱える人々を地域社会で支え、共に社会参加していくことが、住民のエンパワメントと自己実現を促進していくことに通じます。住民の交流・相互理解のための活動などを支援するとともに、NPO法人・事業者などにおいても職場などで人権教育・啓発を充実させるなど、支援・連携の強化を図ります。

6. 協働の取組とネットワークの推進

町行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、住民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、住民・各団体・事業所と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働した取り組みを推進します。

第3章 人権課題への取組

1. 子どもの人権

【現状と課題】

- 子どもの人権問題には、いじめや虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもを一方的に支配の対象ととらえ、子どもの主体性を抑えてしまうことや子どもの貧困などの問題があります。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもは特別な保護を受けるだけでなく、自らが権利を行使する主体として位置付けられ、意見表明権の保障とともに、子どもの最善の利益を優先させるとしています。しかしながら、子どもが権利主体として尊重される存在である認識が十分ではないといえます。
- 児童の心身に大きな影響を与える「児童虐待防止法」(平成12年施行)、さらに平成16年には児童福祉法の改正と、児童虐待に対する法整備がなされましたが、児童虐待は増加傾向にあり、令和2年の「児童虐待防止法」の改正により、「体罰によるしつけ」も虐待として禁止されるようになりました。子どもの人権に関する重大な問題として、子どもの命を守る観点から、家庭や地域、学校などの関係機関や団体と連携して早期発見・早期対応が課題となっています。
- いじめは、SNSなどインターネット上での仲間外れや誹謗・中傷など多様化しています。「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)を踏まえ、町立学校では「いじめ防止基本方針」(平成26年4月)を策定し、いじめ防止に向けての取り組みを進めています。しかし、いじめはいじめられる側にも問題があるという認識もあり、いじめは重大な人権侵害であることから、学校・家庭・地域が協働して取り組むべき教育課題となっています。不登校については、平成29年に施行された「教育機会確保法」において、学校外での学びを提供するなど教育機会の確保が求められていることから、課題を抱えた世帯の子どもへの対応が急務となっています。また、子どもの貧困が、子どもの人権に大きく影響していることから、親への自立支援への対応が求められています。

【具体的な取組】

① 子どもの人権に関する教育・啓発の充実

- 子どもは大人と同じ一人の人間であり、社会を構成する主体であると認識し、体罰によらない子育てへの理解や子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。
- 子ども自身もお互いを尊重しあい、思いやることができるよう、家庭や地域、関係機関などと連携・協働して、すべての住民への人権教育や相談支援を推進します。
- 児童虐待に気付いた場合の通報義務など、児童虐待防止についての周知・啓発に取り組めます。
- 人権教育推進協議会などと連携し、人権教育の推進に努めます。

② 職員研修の強化

- 体罰によるしつけは虐待にあたることなど、町職員の子どもに対する人権意識を高めるための研修に取り組みます。
- ③ 子どもへの虐待防止対策の強化
- 子どもに対する虐待は、心身の健やかな成長を脅かし、生涯にわたって重大な影響を及ぼすことから、関係機関などと連携して児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化を図ります。特に、産後初期の母子や育児不安を抱える保護者など、支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、保護者の不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防に努めます。
 - 子ども家庭総合支援拠点の設置をめざし、要支援児童及び要保護児童など並びに特定妊婦などへの支援の充実を図ります。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校における児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、教育に関する保護者の負担軽減などの子どもの貧困対策にも取り組みます。
- ④ 子育て相談・支援体制の充実
- 子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実を図るとともに、地域で活動しているNPO法人・団体などと連携・協働し、親子の居場所づくりとして遊び場や交流の場を提供し、保護者と子どものつながりづくりを支援します。
- ⑤ 子育て支援のネットワークづくり
- 子育て家庭が社会や地域において孤立しないよう、保護者同士の交流機会の提供や地域の遊び場などの情報提供体制の強化を図ります。
 - 地域で活動している様々な関係機関やNPO法人・団体などとの連携強化を図り、地域の幅広い年代にわたる多様な人材を生かして、地域で子どもや子育て家庭を支えていく地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- ⑥ ひとり親家庭への自立の支援
- 経済的な負担の軽減を通じて自立を支援していくことは、親から子への貧困の連鎖の防止にもつながるため、ハローワークなどと連携して就労に向けた支援を実施します。
 - ひとり親家庭の様々な悩み事などへ対応していくため、情報提供体制と相談体制の強化に努めます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 子どもに対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「いじめはいじめられる側にも問題がある」と思わない人の割合	47.3%	
「子どもは保護者や大人の意見に従えばよい」と思わない人の割合	62.9%	

② 本町を「子どもの人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する

	令和2年度	令和7年度
「子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」と思う人の割合	41.4%	
「子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである」と思う人の割合	58.6%	

2. 女性の人権

【現状と課題】

- 女性に関する人権問題は、社会的・文化的に規定づけられた性別(ジェンダー)意識に基づく固定的な性別役割分担意識及び不平等や差別・偏見が根底にあり、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの直接的な身体・精神への危害のほか、雇用機会や意思決定・政策立案の場への参画がなかなか進まない問題などがあります。
- 国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成27年8月に「女性活躍推進法」、平成29年に「改正育児・介護休業法」、平成30年は「男女雇用機会均等法」を制定し、ワーク・ライフ・バランスの推進や職業や政治分野での女性の参画を進めています。本町では、平成28年に「太子町男女共同参画推進条例」を施行し、令和2年3月に「男女共同参画の実現に向けた意識づくり」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(女性活躍推進計画)」、「男女共同参画によるまちづくり(女性活躍推進計画)」、「誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備」、「あらゆる暴力・ハラスメントの根絶(DV 防止基本計画)」の5つの基本目標を掲げた「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定しています。
- 女性の人権を尊重する意識については、性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差が残っています。親の介護については、親の世話や介護は女性の役割という認識があり、性別役割分担意識に捉われない生き方についての課題が表れています。就労については、職場での男女の待遇の違いを当然視する意識があるなど男女の雇用機会均などの理解が十分図られていないことが表れています。
- 配偶者などからの暴力(DV)を容認しない意識は高まりつつありますが、暴力の形態が多様化していることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化することが求められています。

【具体的な取組】

① 男女共同参画への教育・啓発の推進

- 「第2次太子町男女共同参画推進計画」と連動して、女性の人権が尊重されるまちづくりに努めます。
- 「女子差別撤廃条約」など国際条約や、「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画」「改正・男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「ストーカー規制法」「DV 防止法」「女性活躍推進法」など女性の人権にかかわる法律に基づく情報と学習機会の提供に努めます。
- 女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力根絶に向けての啓発及び情報の提供に努めます。

② 職員研修の強化

- 職員・教職員を対象として男女共同参画についての理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の視点で職員の能力開発と人材育成に努めます。
- 職員・教職員に対して国・府などの男女共同参画に関する情報の提供に努めます。

③ 人権相談の充実

- 女性に対するセクシュアル・ハラスメント、家庭内暴力などさまざまな悩みに対応できるよう大阪府など関係機関と連携を図り、相談業務の充実に努めるとともに、庁内各種相談員の相互の連携や資質の向上を図り、相談体制の充実に努めます。

④ 関係機関との連携

- 女性の人権が尊重されるまちづくりをめざし、「第2次太子町男女共同参画推進計画」を実効性のあるものにしていくために、現在、庁内に設置している「男女共同参画施策推進本部」において、施策を総合的かつ効果的に推進できるよう庁内推進体制の一層の充実、強化を図ります。
- 国、大阪府、近隣自治体、大阪府町村長会、大阪府人権協会、民間団体など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 女性に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「夫婦の間であっても、暴力をふるうことは許されない」と思う人の割合	96.5%	
「親の世話や介護は女性の役割である」と思わない人の割合	66.8%	
「採用や昇任など、職場での男女の待遇の違いはやむを得ない」と思わない人の割合	56.1%	

② 本町を「女性の人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する

	令和2年度	令和7年度
「男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う人の割合	33.1%	
「配偶者・パートナーなどからの暴力(DV)の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」と思う人の割合	26.8%	

3. 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 障がいのある人の人権課題としては、家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場において、障がいのない人と等しく参加することが妨げられている問題や、虐待や、周りの人の不十分な知識や認識により地域で共同生活を営むことができないなどの問題があります。
- 国連総会で、多様な障がいのある人々の人間の固有の尊厳・価値を確認し、基本的人権を促進・保護することを国際的原則と定めた「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が平成18年に全会一致で採択され、わが国は平成26年1月に条約を締結しました。この間、平成23年の障害者基本法の改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の施行、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。
- こうした障がいのある人の人権を保障する法制度が整備される中、私たちの社会には障がいや障がい者に対する誤解や偏見などの「心の壁」が依然として存在しています。自己決定権は障がいのある人が自分らしく、自律的な暮らしを実現してくために保障されるべき重要な権利です。障がいのある人に対する人権についての意識改革を図っていく必要があります。障がい者が自立し、安心して生活を営めるまちとして、障がいや障がいのある人の人権に関する教育・啓発やあらゆる分野の活動に参加する機会の確保が求められています。

【具体的な取組】

① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実

- 障がいのある人の人権の理解促進を図るため、住民一人ひとりに意識啓発を促します。
- 障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすために、積極的な啓発活動を推進します。また、障がい者団体などが行う啓発・広報活動を積極的に支援します。
- 地域の拠点となる福祉施設や既存の文化施設に、作業所や事業所でつくられた作品の展示場所を開設し、そこを訪れる住民が展示内容に関心をもつことができる啓発に取り組めます。
- 福祉教育は、すべての人を個人として尊重し、「ともに学ぶ体制づくり」と、「ともに生きる環境づくり」が大切です。障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組む必要があります。住民が福祉教育を学べる体制整備を図り、ともに生きる環境づくりを推進します。

② 職員研修の強化

- 町職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応などを身につけるための研修に努めます。

③ 障がいのある人への差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

- 障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障がいへ

の理解、偏見や差別を解消するため、関係機関などと連携しながら周知啓発を行っていく必要があります。障がい者を理由とする差別の解消や虐待の防止などの権利擁護の促進に向け、各法に基づき、体制の整備や啓発の充実を図ります。

④ インクルーシブ教育の推進

- 個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めていきます。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

⑤ 雇用促進と就労支援の充実

- 障がいのある人の就労への関心は高く、就労への支援体制は整いつつありますが、障がいのある人の離職率は高い状況にあります。就労支援や就労した後の支援の充実が必要です。就業に伴う生活面での課題などを抱える人が早期に離職することがないよう、就労定着の支援を進めます。
- 就労を希望する障がいのある人のために福祉的就労の機会は重要であり、日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する関係機関を通じ、今後も需要を把握するとともに、広報活動や整備の促進に向けた取り組みを進めます。

⑥ こころの健康づくりの推進

- 精神疾患は、早い段階での発見・治療が重要であることから、気軽に相談できる体制の充実やメンタルヘルスについて普及・啓発が必要です。こころの病、こころの健康、精神保健福祉に関する啓発や相談、社会参加のための取り組みを進めます。

⑦ 福祉サービスや相談体制の充実

- 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制整備の充実を図ります。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 障がいのある人に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「障がいのある人が社会参加しやすくするために、地域住民が交流する機会を増やすべきだ」と思う人の割合	71.7%	
「障がいのある人は、自分の行動について、自分で選択や決定する機会が制限されても仕方がない」と思わない人の割合	49.0%	

② 本町を「障がいのある人の人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する

	令和2年度	令和7年度
「障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである」と思う人の割合	21.9%	
「障がいのある人がさまざまな相談ができ、安心して生活を営めるまちである」と思う人の割合	23.7%	

4. 高齢者の人権

【現状と課題】

- 本町では、令和2年10月1日現在の高齢化率は29.3%となっていますが、令和12年には35.2%と3人に1人が高齢者と予測され、それに伴って、要支援・要介護認定者及び認知症高齢者数の増加が予測されています。施設や家庭における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者に対する虐待、悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否など高齢者に対する様々な人権侵害が懸念されます。また、高齢者に対する誤った認識が偏見や差別・人権侵害を生むことや、年齢制限などにより、高齢者の働く場所を確保できないことが指摘されています。
- 国では、高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を保障するとともに、社会を構成する一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であると示した「高齢社会対策基本法」を平成7年に施行しています。また平成12年に介護保険制度が導入され、平成18年に「高齢者虐待防止法」が施行され、高齢者虐待を定義するとともに、家庭における養護者及び施設従事者などによる虐待を防止するため、虐待行為の市町村への通報が義務付けられています。
- 高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし、地域社会の一員として様々な行事に参加することができるなど、高齢者の人権が尊重されたまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

① 高齢者の人権に関する教育・啓発の充実

- 自助、共助、互助、公助の基本的な考え方により、高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域社会の実現に向けて意識啓発を行います。
- 地域住民や介護施設従事者などに対して高齢者虐待及びその防止について広く理解されるよう、窓口での周知や多様な媒体を活用した周知・啓発を図ります。
- 生活困窮状態にある高齢者に対して、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」と連携した生活困窮についての相談支援を行うとともに、地域包括支援センターを含めた連携体制の構築に努め、介護保険制度を含む高齢者施策へつなぐ体制の整備を図ります。
- 保健福祉サービスを提供する従事者に対して、意識啓発や資質を向上するための研修を実施することにより、高齢者の人権と人格を尊重したサービスの実施を推進していきます。

② 職員研修の強化

- 介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、大阪府と連携して実態把握に努めるとともに、介護サービス提供事業者への研修会や説明会の開催、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上など、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援を行います。

③ 相談体制・機能の強化・充実

- 地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。また、在宅で高齢者の介護をしている人などを対象とした相談体制などの整備を図り、介護者の不安や悩みなどの解消に努めます。
- 高齢者の孤独感や不安の解消、また、介護の問題やそれにかかわる人権の問題など、高齢者と高齢者を支える家族などの心のケアとして総合的な相談に応じるとともに、保健センターや総合福祉センターなど、あらゆる関係機関を窓口として、民生児童委員などとも連携しながら、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実を図っていきます。
- 認知症高齢者の家族が参加する「高齢者介護家族のつどい」など、介護者が集う場に出向き、必要な情報の提供などの支援を行っていきます。認知症高齢者やその家族が、地域の人や医療・介護の専門家と情報が共有できる、認知症カフェなどの設置に向けた検討を進めます。

④ 情報提供機能の充実

- 「我が事・丸ごと」の考え方にに基づき、包括的な相談体制の整備に努め相談窓口体制の充実を、社会福祉協議会などと連携を図りながら、高齢者の権利擁護に配慮した施策を推進していきます。
- 社会福祉協議会と連携し、各層に生活支援コーディネーターを配置しており、生活支援・介護予防サービスの開発、担い手の育成、関係者のネットワークの構築などに努めています。今後も、生活支援コーディネーターへの情報提供・共有などの連携を行っていきます。

⑤ 高齢者の権利擁護と自立支援の推進

- 認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携強化に取り組みます。
- そのため、関係機関などと連携して認知症サポーター養成講座や認知症フォーラム、認知症キャラバンメイトを開催・実施し、地域資源を生かした認知症施策となるよう努めます。

⑥ 高齢者の虐待防止や孤立防止の強化

- 虐待を受けている高齢者や虐待が疑われる高齢者に対する早期発見・早期対応ができる体制の整備に努めるとともに、地域ケア会議において実態把握を行い、地域包括支援センターなどと協力して対応を行います。
- 孤立死の防止のために、「安心太子見守りネットワーク」では地域住民や見守り協力員・見守り協力事業所、民生委員・児童委員、各関係機関などが連携し、「地域のちから」による見守り活動とともに、緊急時の対応強化などを図ります。

⑦ 関係機関との連携

- 介護予防を含む高齢者のケアにかかわる問題については、高齢者対策について職員の理解と認識を深め、高齢者に優しいまちづくりを進めるとともに、担当課を中心に保健福祉ニーズの的確な対応及び窓口の明確化に努めます。
- 社会福祉協議会は、「地域福祉」の核となる団体として、「住民参加の福祉サービス」をコーディネートするとともに、社会福祉協議会独自のサービスの補完により、町から受け

ている公的サービスと一体となって、より実態に即した福祉サービス供給システムが確立されるよう努めます。

- 民生委員児童委員は、地域の高齢者の保護福祉の中心的役割を担うものとして、国、大阪府など関係機関との緊密な連携のもと、住民の立場に立った相談、援助の展開や福祉サービスの情報提供、また利用支援が行えるよう環境づくりに努めます。
- 高齢者の社会参加として、退職後において臨時的かつ短期的な就労を希望する高齢者に対して、就業機会を確保、提供する生きがい人材センターと連携し、就労の場を広げていきます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 高齢者に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの者の言うことを聞いた方がよい」と思わない人の割合	46.8%	
「働く意欲や能力がある高齢者の雇用や待遇が十分に保障されていないのはおかしい」と思う人の割合	66.8%	

② 本町を「高齢者の人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する

	令和2年度	令和7年度
「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」と思う	60.2%	
「高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」と思う人の割合	45.6%	

5. 同和問題(部落差別)

【現状と課題】

- 同和問題は我が国固有の人権問題で、自由と平等が完全に保障されず、基本的人権や人間としての尊厳にかかわり、その解決は、国の責務であり国民的課題です。長い間経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、自由な結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなど日常生活で様々な差別を受けている問題です。
- 昭和44年に「同和対策事業特別措置法」の制定により、差別の解消を目的として環境の改善、職業の安定、教育の充実などの改善を図る同和対策事業が開始され、平成14年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効されるまで33年間にわたり特別対策として同和対策事業は展開されてきました。しかしながら、法の失効後においても、「同和地区には、現在も行政から特別な施策が行われており、優遇されている」と考える人、あるいは、「同和問題(部落差別)は過去にはあったが、今は存在しない」や「同和問題を解決するためには、差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」と考える人もいます。
- 平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、「自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する」や「住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区の物件は避ける」といった結婚差別や住宅購入時などに同和地区を避けようとする心理的な差別意識が依然として存在しています。さらに、戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引における土地調査、インターネット上で同和地区の所在地や関係者の個人情報が無断で公開されたりしています。このように、同和地区に対する差別意識は依然として存在しており、部落差別解消に向けて、住民一人ひとりが正しく行動できるように、人権教育・啓発や相談体制の充実・強化が求められています。

【具体的な取組】

① 同和問題(部落差別)の教育・啓発の推進

- 「太子町人権教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の精神にのっとり同和問題に対する認識を深め、あらゆる差別を許さない意志を持ち、実践力に富む人間の育成に努めます。
- 偏見や差別意識を克服するために、同和問題を単に知識として理解するだけでなく、同和問題の解決を自らの課題として行動につなぐことができる啓発の充実を図ります。
- 同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権問題講演会の開催、広報紙・啓発冊子などにより総合的な啓発活動に努めます。

② 職員研修の強化

- 職員・教職員が、同和問題を自らの課題ととらえ、その解決に向けた意欲と態度を育成できるよう研修、学習機会の充実に努めます。

③ 人権相談の充実・機能強化

- 専門性を備え、当事者の立場に立った相談員による相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権

相談窓口の充実を図ります。また、相談事例の集約を行うことにより同和問題の実態を的確に把握し、今後の課題を明らかにして、施策を効果的に推進していきます。

④ 関係機関との連携

- 同和問題を人権問題の本質からとらえ、今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点をふまえ、全庁的な連携を図ります。
- 同和問題解決への円滑かつ効果的な推進を図るため、太子町人権協会などと連携を図るとともに、大阪府、町村長会及び大阪府人権協会などとも十分な連携に努めます。
- 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない職場づくりの活動の促進に努めます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 同和問題に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「同和問題(部落差別)は過去にはあったが、今は存在しない」と思わない人の割合	38.0%	
「自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する」と思わない人の割合	35.4%	

6. 外国人の人権

【現状と課題】

- 外国人の人権問題としては、歴史的経過から今日まで日本に生活の本拠を持つ在日韓国人・朝鮮人などの永住者、さらに移住労働者、技能実習生、中国からの帰国者、国際結婚した人、国際結婚で生まれた子どもなど、外国人に対する就労・教育・住宅など様々な場面で偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。
- 経済をはじめ、様々な分野においてボーダレス化・グローバル化の流れにより、地域で暮らす外国人は年々増加しています。国連において国際人権規約、難民条約、人権差別撤廃条約が採択され、我が国も順次締結国となり、国際社会と歩調を合わせた取り組みを進めています。平成28年度に法務省が実施した「外国人住民調査」によると、外国人であることを理由に侮辱されるなど、差別的なことを言われた経験のある人は約3割で、住居を探した経験のある人のうち、外国人であること及び日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた経験のある人がそれぞれ約4割にのぼります。また、仕事を探したり、働いた経験がある人のうち、外国人であることを理由に就職を断られた経験がある人は4人に1人の割合であるなど、外国人の人権に関わる問題が明らかになっています。
- 特定の民族や国籍の人々を排除しようとする不当な差別的言動であるヘイトスピーチが社会問題化したことにより、「ヘイトスピーチ解消法」が平成28年に施行されました。これを機に、自治体によるヘイトスピーチ対策条例の制定への動きなどにもつながり、街頭での大規模デモなどは減少しましたが、その一方で、インターネット上での差別的な書き込みは拡散されています。
- 本町には令和2年現在、122人の外国人が居住していますが、外国の生活習慣や文化などについての住民理解はまだまだ十分ではない状況にあります。外国における多様な生活習慣や文化についての理解を深め、外国人の人権が尊重された多文化共生社会のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【具体的な取組】

① 人権尊重意識の高揚と教育・啓発の推進

- ボーダレス社会を迎え、国際理解、国際協調を深めるための啓発を推進します。特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国などの人々に対する偏見や差別を解消するため、正しい文化・歴史認識の醸成を図る教育・啓発活動の充実に努めます。
- 平成13年2月に太子町教育委員会が策定した「在日外国人教育に関する指導の指針」に基づき、他の国の人々の生活や文化について体験することにより、一層他の国への理解を深める多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒をはぐくむ学校教育を推進します。

② 職員研修の強化

- 職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、機会あるごとに研修会や講演会に参加します。ま

た、在日外国人教育の推進のため、教職員研修の充実に努めます。

③ 相談体制の充実

- さまざまな問題を抱え悩んでいる外国人が安心して生活できるよう、相談体制の充実に努めます。

④ 関係機関との連携・協働

- 外国人の持つ多様な文化、習慣、価値観を尊重し、その違いを認め合い理解できるよう関係機関と連携・協働しながら、外国人とのふれあい交流ができる場づくりに努めます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 外国人に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「外国人は、賃貸住宅等の入居を断られても仕方がない」とは思わない	60.2%	
「外国の生活習慣や文化などへの理解が欠けており、地域社会への受け入れが十分でない」と思う人の割合	48.5%	

② 本町を「外国の人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する

	令和2年度	令和7年度
「外国人が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである」と思う人の割合	17.1%	

7. 職場などにおけるハラスメント

【現状と課題】

- ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメントとパワーハラスメントがあります。また、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益取扱い(いわゆるマタニティ・ハラスメント)なども重大な問題です。こうしたハラスメントは、人権に関わる許されない行為のみならず、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。
- 国では、雇用における男女の機会均等や雇用環境における性差別の禁止が取り組まれてきたところですが、令和2年6月、パワーハラスメント防止法が施行され、職場のセクシュアル・ハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント対策に加え、パワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。
- 職場におけるハラスメントが発生すると、被害者は精神的苦痛を受け、職場にいづらくなり退職する、さらには精神的後遺症に苦しむなどの悪影響があり、加害者には、慰謝料支払いや転勤・解雇、社会的制裁が与えられます。企業にも、慰謝料支払いや企業イメージのダウン、従業員のモラルダウン、人材の流出が起こるなどの悪影響を及ぼします。職場におけるハラスメントは重大な人権侵害であることの認識を高め、職場におけるハラスメントの根絶に向けた取り組みを行っていく必要があります。住民意識調査ではパワーハラスメントについての認識は高いものの、「採用や昇任など、職場での男女の待遇の違い」など、雇用における「性別を理由とする差別の禁止」についての認識は十分でないことが表れています。また、本町の事業所は小規模零細企業が多く、経営者側に職場におけるハラスメントなどについての問題意識が希薄という問題も存在しています。
- ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくとともに、性別にかかわらず、働く人がその意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるべきであり、対等な職場環境づくりをめざして、企業のみならず働く人の意識・啓発が重要となります。また、職場内での相談支援などの充実をはじめ、就労や地域活動などの様々な場面における男女の共同参画づくりを進めることが求められます。

【具体的な取組】

① セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進

- セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、あらゆる機会においてセクシュアル・ハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。
- 啓発・広報にあたっては、固定的な性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景にもなることや、性別に関わらず被害者・加害者になり得ることなどについても周知し、ハラスメントの未然防止に努めます。

② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実

- 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントをなくすため、企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。
- ハラスメントに悩んでいる人のために、職場の相談支援体制を充実させることへの協力を事業者に対して求めています。同時に、職場内では相談ができない人に対しては、各種相談窓口に関する情報提供を行います。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① パワーハラスメントに対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「人前で部下を長時間にわたり大声で叱るのはハラスメントだ」と思う人の割合	87.8%	

8. インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

- インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、また、インターネットショッピングやインターネットバンキングなど生活の利便性を高めるものとして普及してきました。近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の普及など、さらに身近になりつつあります。半面、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。また、インターネットを悪用した犯罪に、子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。SNS上で特定の個人の誹謗・中傷が行われ、いじめなどの問題が発生しており、保護者や教師などが、外部から発見することは困難であり、表面化した時点で重大な局面に至っていることが少なくありません。いったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、さまざまな所に拡散してしまう可能性があり、完全に削除することが困難なことから、憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報については、法的な対応や業界の自主規制による対策が講じられるようになりました。しかし、インターネット上の人権侵害を防止していくための手立てとしてはまだまだ不十分と言わざるを得ない状態です。
- インターネット上の人権侵害を防止するためには、住民一人ひとりがさらにインターネットの利点と問題点を理解し、その利用にあたっては、情報が不特定多数の人に見られるということを常に意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないように十分配慮することが必要です。そのためインターネットの利活用や問題点などの教育・啓発への取組が求められます。

【具体的な取組】

① 人権侵害に関する教育・啓発の推進

- インターネットの利用にあたって、個人情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正利用に関する啓発と教育に努めます。
- インターネット上での差別事象や人権侵害の書き込みなどに関する教育・啓発を進めます。
- インターネットから情報を受け手として鵜呑みにするのではなく、それらを主体的・批判的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を高めるための取組みを推進します。

② 人権侵害への対応

- SNS やインターネット上での人権侵害については、国や大阪府など関係機関と連携を図るなど迅速な対応を行い、相談、支援に努めます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① インターネット上の人権侵害に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「子どもたちの間で、インターネットやSNSを利用したいじめが発生している」と思う人の割合	78.3%	

「インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、他人の誹謗中傷を書き込んでも問題はない」と思わない人の割合	90.7%	
--	-------	--

9. 性的マイノリティへの人権侵害

【現状と課題】

- 「性」には多様性があります。「性」を構成する要素として、「身体の性」「社会的な性」「心の性」「好きになる性」などがあり、これらの組合せによってさまざまな性のありようが存在します。しかし、社会ではそのことが十分認識されておらず、一般的に「身体の性」と「心の性」は一致しており、異性愛が当然であるという認識が大多数を占めています。こうしたなか、性的少数者である性的マイノリティに対する偏見や差別、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するということが起こっています。
- 国では平成16年7月施行の「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」によって、性同一性障がいで一定の要件を満たせば戸籍上の性別変更が認められるようになりましたが、対象が限定的であり、十分に問題が解決したわけではありません。大阪府では令和元年10月に施行した「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(性の多様性理解増進条例)で、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、府(教育・啓発、相談)、府民、事業者の責務を明記しました。
- 太子町男女共同参画推進条例では、第3条第2号に「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること」、第8条第2項に「すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない」と規定しています。
- 住民意識調査では、LGBTQなどの性的マイノリティに対する理解が十分でなく、これまでの社会通念であった「結婚は男女によるもの」や「身体の性」への固定観念がみられました。性的マイノリティへの偏見や差別をなくすための啓発活動を推進し、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができるまちづくりをめざしていく必要があります。

【具体的な取組】

① 性的マイノリティに対する理解促進と配慮

- 学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

② 情報提供・相談体制の充実

- 性的マイノリティの人が安心して自分らしく生きるための情報の提供、相談窓口を案内するとともに、相談内容により専門機関へつなぐなどの対応に努めます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

- ① 性的マイノリティに対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
--	-------	-------

「結婚は、男性と男性、女性と女性などでも認められるべきだ」と思う人の割合	36.8%	
「家族から、LGBTQなどの性的マイノリティであることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられる」と思う人の割合	42.2%	
② 本町を「性的マイノリティの人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する		
	令和2年度	令和7年度
「LGBTQ などの性的マイノリティの人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う人の割合	13.6%	

10.感染症に起因する人権侵害

- 感染症に起因する人権問題として、ハンセン病回復者、HIV感染者・エイズ患者、さらに新型コロナウイルス感染者などに対する誤解や他人事とする意識などにより、患者及び感染者、あるいは家族までもが日常生活上や職場などにおける偏見や差別を受ける問題があるほか、マスコミの報道やインターネットなどによるプライバシーの侵害などの問題があります。

1) ハンセン病回復者に対する人権侵害

【現状と課題】

- 感染者が差別を受けてきた病気の一つにハンセン病があります。ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、優れた治療薬の開発など治療方法が確立されて以降も、非人道的な隔離政策は継続され、患者や回復者、その家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。ハンセン病に対する誤った認識が社会に広まり、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」という誤った考え方のもと、明治40年法律第11号「癩予防ニ関スル件」が制定され、その後、昭和28年に「らい予防法」が公布されてから、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで長期にわたって法律による強制的な隔離政策が進められてきました。その結果、ハンセン病に対する偏見や差別が助長され、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。
- 住民意識調査では、ハンセン病回復者と食事や入浴をともにするなど、交流していくことに戸惑いがあるなど、ハンセン病回復者に対する偏見や差別がみられました。また、かつて、大阪においても官民一体となった「無らい県運動」が展開されたことがあるという事実は記憶にとどめておく必要があります。
- 平成21年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、「何人も、ハンセン病の患者であった者などに対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定するとともに、ハンセン病回復者などが地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備、偏見や差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復などのための措置を計画的に講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。
- これまでのハンセン病対策の誤りを二度と繰り返さないことが大切です。今後とも、偏見や差別の解消に向けてハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発を行うことが必要です。また、ハンセン病回復者の社会復帰に向けた支援と地域で安心して暮らし続けられるようハンセン病回復者に対する人権意識を高めていく必要があります。

【具体的な取組】

① ハンセン病回復者に関する人権教育・啓発の推進

- 関係機関などと連携し、ハンセン病に対する歴史的経緯と正しい知識の普及を図り、偏

見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。

② 職員研修の強化

- ハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及、及び人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。

③ 相談窓口の充実

- 当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化により、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

④ 関係機関との連携の推進

- 国や大阪府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① ハンセン病回復者に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
ハンセン病回復者とは、一緒に食事や入浴はしない」と思わない人の割合	47.1%	

2) HIV感染者に対する人権侵害

【現状と課題】

- HIVというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍などが引き起こされます。世界保健機関(WHO)は昭和 63 年にHIV感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別解消を図ることを目的に、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動などの実施を提唱しました。
- HIV感染症に対する誤った知識や偏見から、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起こっています。HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、仮にHIVに感染しても、現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることができます。
- HIV 感染者やエイズ患者が安心して治療を受け、働き、生活できる社会を築けるよう、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行い、偏見や差別の解消に取り組むことが必要です。

【具体的な取組】

① HIV感染者に関する人権教育・啓発の推進

- 関係機関などと連携し、HIVやエイズなどの感染症予防や正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。
- 小中学校においては、児童生徒の発育段階に応じた性教育を推進し、HIVに対する正しい知識の普及に努めます。

② 職員研修の強化

- HIVに対する正しい知識の普及と人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。

③ HIV感染者に対する相談窓口の充実

- 当事者の立場に立った相談事業の実施に努めるとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

④ 関係機関との連携の推進

- 国や大阪府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。

3)新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害

【現状と課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへの偏見や差別、排除という事態が発生しました。被害者である感染者が、本来得られるべきいたわりや共感、支援ではなく、感染したことを非難され、その責任を問われるなど、差別や排除に怯えながらの生活を余儀なくされる状況が発生しています。
- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会・偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの「偏見・差別の実態と取組などに関する調査結果」では、「未知のウイルスへの忌避意識から感染者やその家族、医療従事者、県外在住者などが誹謗中傷を受け、偏見・差別に苦しみ、サービス利用拒否や解雇などの実害を被った事例を多数確認しています。また、感染の事実がない方であっても不当な扱いを受ける事例が散見されており、誰もが当事者となる可能性があることから、本事案は早急に取り組むべき問題である」と偏見や差別の実態を示しています。各都道府県は「偏見・差別の解消に向けて関係機関と連携しながら、啓発、教育、共同宣言発出、条例制定などで気運醸成を図り、相談対応やネット上の書き込み対策で被害者支援を行う」など、総合的に取り組んでいます。これら偏見や差別の実態や取組を踏まえ、「相談機関への接続、削除要請などにおいて迅速な対応が可能となるよう、実効性のある法制度の整備や関係機関(地方法務局、警察など)との連携強化などが必要」であるとともに、「各都道府県の知見共有などによって取組を強化(ネット上の書き込み対策における検知力向上、全国的な導入など)しつつ、息の長い対策を講じていくべきである」と分析し、講ずべき今後の対策について示しています。
- 新型コロナウイルスによる生活などへの影響は、外出自粛による健康や介護に関わる新たなリスクの増大や貧困や非正規雇用、母子家庭など、もともと社会的に不安定な立場に置かれていた人たちにより大きく現れるなど、社会の構造に組み込まれた差別や格差の問題も浮き彫りにしています。感染予防対策を講じながら、新型コロナウイルスの感染拡大が、地域住民一人ひとりの人権侵害の拡大につながらないように考えていく必要があります。

【具体的な取組】

① 新型コロナウイルスに関する人権教育・啓発の推進

- 関係機関などと連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する正しい知識を啓発していくとともに、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。

② 職員研修の強化

- 新型コロナウイルスに関する正しい知識の普及、及び人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。

③ 相談窓口の充実

- コロナ禍が新たな貧困と格差の拡大を生み出さないよう市内のさまざまな相談窓口が連携し、人権の視点に立った相談窓口の充実を図ります。

④ 関係機関との連携の推進

- 国や大阪府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。

11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

【現状と課題】

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死といわれています。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるため、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」といえます。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。
- 国では、平成10年に年間自殺者数が3万人を超えて以降、平成23年まで3万人台という水準で推移し続けました（警察庁「自殺統計」より）。そうした状況の中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、自殺予防の推進や自殺の防止、自殺者の親族などに対する支援の充実を図るなど、総合的な対策を進めることとされています。平成19年に政府が推進する自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、さらに平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が、生きることの包括的な支援として実施されるよう規定され、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。加えて、改正後の自殺対策基本法に基づいた新たな「自殺総合対策大綱」が平成29年に閣議決定されました。大阪府では、平成24年に、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて「大阪府自殺対策基本指針」を策定し、大阪府としての自殺対策の方向性を示すとともに、この基本指針に基づいた自殺対策を推進しています。
- 本町では、自殺対策基本法の規定に基づく市町村自殺対策計画として「太子町のいのちを支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定し、全ての住民が自殺対策への意識を高めて相互に支え合うことで、誰も自殺に追い込まれることなく、生きがいを持って心身ともに健康に過ごせるまちの実現をめざしています。そのため、「いのち」の大切さを実感するとともに、住民や地域、関係機関、事業主、学校などと行政とが連携・協働して「生きることの包括的な支援」として自殺対策を総合的に推進していくとしています。
- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることの共通認識を深め、住民同士が支え合う共生社会を作り上げていくことによって、自殺を未然に防止し、すべての住民が生き生きと暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【具体的な取組】

① 児童生徒を含めたすべての住民の自殺対策の教育と啓発の推進

- 危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることや危機に陥った場合には誰かに援助を求めることなどが社会全体の共通認識となるように周知啓発を図ることに加えて、精神疾患や精神科医療に対する誤った認識や偏見をなくす取組を推進します。
- 住民が自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を得られるよう、自殺予防週間や自殺対策強化月間などの取組や多様な媒体・手段を活用した普及啓発に努めます。
- 全ての住民が自らのこころを健康に保つとともに、こころの不調に陥った場合や周りの人のこころの不調に気付いた場合に適切な対処が行えるよう、ストレス解消方法などを

含めたところの健康づくりや精神疾患などへの理解を深めるべく、様々な周知啓発に取り組めます。

- 児童生徒が信頼できる大人に助けを求める具体的かつ実践的な方法及びつらいときや苦しいときには助けを求めても良いということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)や、教職員や保護者なども含めたところの健康づくりの基礎知識の習得、スクールソーシャルワーカーなどによる児童生徒への相談体制の充実などに、学校などの教育機関と連携して取り組めます。

② 自殺対策を支える人材の育成

- 保健、医療、福祉、教育、労働、法律などの多様な分野の様々な主体に向けて、ゲートキーパー養成研修やところの健康に関する研修など、自殺対策に資する研修の実施や各主体による実施の支援に努めるとともに、自殺対策に従事する人々に対するところの健康づくりに関する取組を推進します。
- 各主体や関係者間の連携による包括的な支援が実施されることも重要となるため、そうした連携調整を担う人材の養成に取り組めます。

③ 自殺リスクを低下させる「生きることの促進要因」への支援

- 「生きることの促進要因」を増やしていけるよう、様々な関係機関などと連携を図りつつ、多様な人々に対する居場所づくりを推進します。
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために、専門家によるケア及びその要因解消に向けた包括的な支援の体制づくりに努めます。
- 自死遺族やその周囲の人々に対する情報提供・心理的ケアなどの取組など、遺された人への支援の充実を図ります。
- 自殺に至る前に専門的な治療を適切に受けることができるよう、ところの不調に陥った人が受診しやすい環境づくりや医療機関とその他の関係機関などとの連携体制の充実に取り組めます。

④ 地域におけるネットワークの強化

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて自殺対策を総合的に推進していくには、全庁的な連携体制の構築や住民、地域、関係機関、事業主、学校などとの連携・協働体制の構築、自殺対策の意識の共有などが重要となります。そのため、太子町自殺対策ネットワーク会議を始め、様々な機会を活用して情報共有や具体的な連携の取組を推進し、各主体間における自殺対策の意識の共有や地域におけるネットワークの強化を図ります。

12.その他の様々な人権課題

(1) 刑を終えて出所した人への人権侵害

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、就職や居住に関する差別問題をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、立ち直りをめざす人たちや家族にとって、非常に厳しい状況があります。
- 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠となっています。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するための啓発活動とともに、大阪府や関係機関、団体などと連携し、偏見などにより疎外されない社会復帰に適した環境整備に努めることが必要です。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消し、社会復帰が可能となるような共生社会づくりに向けた啓発活動を推進することが求められています。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

- ① 刑を終えて出所した人に対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「刑を終えて出所した人に対して、雇用や関わりを避ける」と思わない人の割合	28.3%	

(2) 犯罪被害者などへの人権侵害

- 犯罪被害者などに関する人権問題には、犯罪行為による直接的被害のみならず、そのことによる精神的・経済的被害など様々な被害や、本人だけでなく家族に対するマスコミの報道や地域社会の風評などによる精神的負担に関する問題があります。
- 犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していくための、「犯罪被害者等基本法」が平成17年4月に施行され、被害者の権利を明文化されました。また、同年12月に国が講ずべき犯罪被害者などのための施策の大綱などを盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が策定され、平成18年度から毎年度、国、地方公共団体、民間団体などが、犯罪被害者などへの理解増進を図るための啓発事業を実施しています。大阪府では、平成18年12月に「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を策定し、さらに平成31年4月に、「大阪府犯罪被害者等支援条例」を制定しています。
- 犯罪被害者は、事件により長期間の休職や失職、医療費などの負担を強いられるほか、マスコミの報道や地域社会の風評など二次的被害にあうなど、心的外傷後ストレス障害(PTSD)に苦しむことも少なくありません。理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族などを社会的孤立から救うためには、被害者や家族などに接する人、さらには社会全体が被害者や家族などの気持ちをよく理解し、適切な支援を行うことが必要です。また、犯罪被害者などに対する集団的な過熱取材などによるプライバシーの侵害など社会からの二次的被害を防止するため、被害者が地域で安心して暮らしていけるような社会をつくっていくことも必要です。

【目標イメージ】

① 犯罪被害者等に対する住民の人権意識を高める

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

	令和2年度	令和7年度
「犯罪被害者やその家族が、捜査や刑事裁判で精神的負担を受けないように保護すべきだ」と思う人の割合	80.7%	

② 本町を「犯罪被害者等の人権が尊重されたまち」と住民が感じられるようなまちづくりを推進する

	令和2年度	令和7年度
「犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」と思う人の割合	13.2%	

(3) 引きこもりに対する偏見や差別

- 病気、親の介護、経済的困窮、社会的孤立など複合的な課題を抱え、親子共倒れのリスクを抱えた家族である「8050問題」が社会的な課題として顕在化しています。引きこもり状態にある者の長期化・高年齢化により、親が80代・子が50代を迎えたまま家族が孤立し、生きていくことに行き詰まるなどして、これまで隠れた地域課題が各地で噴出し始めています。引きこもりは様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指しています。全国のひきこもりの人数は、内閣府の調査によると、15歳～39歳で54万人(「若者の生活に関する調査(H28.9)」)、40歳～64歳で61万人(「生活状況に関する調査(H31.3)」)と推計されています。
- 引きこもりは様々な要因が絡み合って生じていると考えられ、本人や家族の抱える課題は、対人関係や進学ของ悩み、就労の困難さ、生活困窮など、その年齢や状況により多岐に渡っています。精神保健福祉分野だけでなく、その他の福祉分野を始め、教育、労働などの様々な分野における公的機関や民間支援団体などが協力・連携する包括的な支援体制の構築が求められています。同時に引きこもり問題についての正しい知識を啓発するとともに、引きこもりに対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することが求められます。

【目標イメージ】

「人権に関する住民意識調査」の結果をもとに、施策の推進目標を設定します。

① 引きこもりに対する住民の人権意識を高める

	令和2年度	令和7年度
「引きこもりの状態になるのは、本人や家族の責任だ」と思わない人の割合	80.7%	

(4) アイヌの人々の人権

- アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語などを始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配、さらに明治時代のアイヌの人々の日本国民への同化を目的とした明治32年の「北海道旧土人保護法」の制定により、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、アイヌの人々の伝統的生活習慣や文化が失われてきました。

- アイヌの人々の人権については、平成5年の「世界先住民族国際年」を契機に、わが国においても平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され施行されています。この法律は、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。令和2年7月にアイヌの歴史や文化などに関する幅広い理解の促進を図り、未来へ向けてアイヌ文化の継承と新たなアイヌ文化の発展と創造のための拠点、民族共生象徴空間(ウポポイ)が開業し、その中核施設のひとつである「国立アイヌ民族博物館」が開館しています。アイヌの人々に対する正しい理解や認識が不十分なため、結婚や就職における偏見や差別の存在もあり、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る必要があります。
- アイヌの伝統や文化についての正しい知識を啓発していくとともに、アイヌの人々に対する人権意識を高めるための教育・啓発が求められます。

(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者などへの人権侵害

- 平成14年9月、平壤で行われた日朝首脳会談で北朝鮮側が長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束してから18年が、また、政府が確認している最初の拉致被害が発生してから既に40年以上が経過しました。北朝鮮による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と財産に係る重大な問題です。国際連合においては、平成15年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。また、平成17年の国連総会決議を踏まえ、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しています。拉致問題などの解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められており、拉致被害者問題の正しい知識とともに、拉致被害者などの人権侵害についての啓発に取り組むことが必要です。

(6) ホームレスの人権

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースもあり、こうした様々な要因の結果として路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスの人を偏見や差別の眼差しで見る傾向があり、人権を侵害する事件が起こっています。
- 平成14年8月に10年間の時限立法として「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定されたものの、その後数度にわたる改正で期限が延長されており、ホームレスの問題がいまだ解決していないことが表れています。平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。ホームレスに対する偏見や差別をなくすとともに、ホームレスに対する人権相談をはじめ各種相談や自立支援などに努めることが重要であり、人権侵害に対しては、大阪府や関係機関、関係団体との連携による適切な対応を図ることが必要です。

(7) 人身取引(トラフィッキング)

- 人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいい、密入国と違って本人の意に反した強制力や脅迫などが伴っています。人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わすことから重大な人権侵害であり、人道的な観点から迅速な被害者の保護が求められています。また、人身取引は犯罪であり、さらなる被害者を生まないためにも加害行為者や犯罪組織の取締りとともに、被害者が、公的機関等に被害の申告をしやすい環境を整備することが重要です。
- トラフィッキングは第4回世界女性会議「行動綱領」(平成7年)で戦略目標とされ、国連の第29回女子差別撤廃委員会(CEDAW)最終コメント(平成15年7月)では、日本政府は問題の範囲・程度に関する情報把握が不十分であり、被害者に関する詳細なデータを収集するなど取組の強化が勧告されました。翌年12月、国は国際的組織犯罪である人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、早急かつ着実に推進し、総合的・包括的対策を講ずるために「人身取引対策行動計画」を策定しています。さらに人身取引に関する法律を整備しました。刑法に人身売買罪(第226条の2)が新設され、出入国管理及び難民認定法を改正しています。人身取引(トラフィッキング)は重大な人権侵害であり、被害者への支援体制や取締まりの法整備とともに、問題解決に向けて広く住民の認識を高めていく必要があります。

(8) 東日本大震災に起因する人権問題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとしました。多くの人々が今も避難生活を余儀なくされています。このような中、被災者に対する嫌がらせやいじめ、福島第一原発事故に伴う風評に基づく偏見や差別が今なお存在しています。また、避難生活でのプライバシー確保のほかに、介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語の話せない外国人など、避難者の多様なニーズに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されることになりました。
- 災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場などを奪い、被災者は大きな被害を受けます。こうした時こそ、一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。そのため、防災対策の検討過程などにおける女性の参画の推進、避難所生活などにおける要配慮者の視点などを踏まえた対応などを位置付け、災害時における人権確保の取組を進めていく必要があります。

(9) 職業に対する偏見や差別

- 「職業選択の自由」は基本的人権としてすべての人に保障されており、誰もが自由に自分

の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかし、社会的差別との関わりや宗教的、道徳的な理由のほか、「力仕事に従事しているから」「非正規社員だから」など、仕事の中身やその人のことを知らないにもかかわらず、マイナスのイメージを持って一方的に判断してしまうことなどによる特定の職業やその従事者に対する偏見や差別があります。一人ひとりの仕事や働き方の違いを理解・尊重し、そこに優劣がないことを認識することが必要です。

- 就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報に適正に管理するとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度によりそれぞれの事業所において公正採用選考の推進をはかるなど差別のない採用選考が行われることが必要です。同制度は、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を図り、この推進員に対し研修などを行うことにより適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施などを推進し、すべての人に保障される職業選択の自由を確保することが求められています。そのため、大阪府や労働局、関係部局と連携し、職業に対する偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組むことが必要です。

第4章 推進プランの体制と進行管理

1. 推進プランの体制

(1) 実施体制

① 太子町人権協会との連携強化

人権啓発活動に取り組んでいる太子町人権協会を「人権尊重のまちづくり」を推進していくための連携・協力団体として、育成・強化を図ってきます。

② 人権行政を担う職員の養成

1) 人権リーダーの養成・配置

町職員の自発的な人権の取り組みを促進するため、各部署における人権リーダーを養成・配置していきます。その際、大阪府が実施する「大阪府人権総合講座」などを活用し、計画的な人材養成に取り組めます。

2) 職員研修

人権行政を担う町職員の人権意識を高めるため、計画的な職員研修に取り組めます。

③ 庁内体制の整備

1) 太子町人権施策推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、町長を本部長とし、各部署の責任者で構成する「太子町人権施策推進本部」を定期的開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

2) 人権施策推進本部幹事会

各部署の課長で構成する「人権施策推進本部幹事会」を定期的開催し、「人権施策推進本部」の円滑な運営にあたります。

④ 太子町人権尊重のまちづくり審議会

太子町人権尊重のまちづくり条例に基づき設置している「太子町人権尊重のまちづくり審議会」を定期的開催し、計画の進捗状況に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(2) 国や大阪府などとの連携

国や大阪府、近隣自治体との連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換の機会の充実に努めます。

(3) 住民など多様な主体との連携

人権施策は町の主体性のもと、住民、NPO 法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに協力する参画と連携のもとで推進していきます。また、各主体の人権に関する活動への様々な支援を通じて、新たな協働体制やネットワーク化につなげるように努めます。

2. 進行管理

計画の適切な進捗管理・評価を行うために、毎年、事業を所管する部署から、計画に基づく進捗状況を把握するとともに評価し、評価結果をもとに改善を図ります。計画期間中、社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。評価・改善については PDCA サイクルの仕組みを取り入れた進行管理を行います。

なお、取組状況の評価については「太子町人権施策推進本部」で点検するとともに、「太子町人権尊重のまちづくり審議会」に報告し、意見をいただきます。

PDCAサイクルとは、計画を策定(Plan)し、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し(Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan)もので、計画の実施に当たっては、PDCAサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

図.PDCA サイクルの仕組み

